

温室効果ガス妥当性確認・検証機関の認定の手順

JAB GR200:2014 D2

第 ~~76~~ 版:2014 年 ~~14~~ 月 ~~XX~~ 日
第 1 版:2010 年 7 月 1 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目次

	ページ
1 . 適用範囲	6
2 . 関係文書 (Related documents)	6
2.1 引用文書 (Normative documents)	6
2.2 認定の一般基準	6
2.3 認定の規則	7
2.4 関連文書 (References)	7
3 . 用語の定義	7
3.1 認定	7
3.2 認定範囲分類	7
3.3 予備訪問	8
3.4 サーベイランス	8
3.5 臨時審査	8
3.6 拡大審査	8
3.7 追跡調査	8
3.8 付帯事項調査	8
3.9 所見 (Finding)	8
3.10 不適合 (Nonconformity)	9
3.11 観察事項 (Observation)	9
3.12 認定シンボル	9
3.13 認定の一時停止	9
3.14 認定の取消し	9
3.15 異議申立て (Appeal)	9
3.16 苦情 (Complaint)	10
3.17 事業所	10
3.18 認定周期	10
3.19 サーベイランス期間	10
3.20 妥当性確認	10
3.21 検証	10
4 . 全般	10
4.1 言語	10
4.2 認定の授与	11
4.3 認定の基準	11
4.4 認定の有効期間	11
4.5 認定の言及及び認定シンボルの使用	11
4.6 認定に関する異議申立て及び苦情	11
4.7 機関における重要な変更の通知	11
4.8 機密保持	12

4.9	認定に関する料金	12
4.10	審査工数	12
4.11	合同審査	12
5	認定の申請	12
5.1	申請の条件	12
5.2	認定申請書類の提供	12
5.3	認定申請書の受領	12
5.4	認定申請に関する公表及びコメント受付	13
5.5	申請の受理	13
5.6	申請の有効期限	13
6	審査の準備	14
6.1	予備訪問の実施	14
6.2	認定審査チームの選定及び通知	14
6.3	メンバーの交替の要請	14
7	認定審査の実施	14
7.1	書類審査	14
7.2	認定審査計画の通知	15
7.3	事務所審査及び事業所審査	15
7.4	立会い	15
7.5	認定審査を継続できない場合	16
8	審査報告	16
8.1	機関との会合	16
8.2	認定審査報告	17
8.3	追跡調査	17
8.4	認定審査の中断	18
8.5	認定審査の打ち切り	18
8.6	認定審査チームとの面談	18
8.7	是正処置確認書	18
9	認定に関する決定及び認定の授与	18
9.1	認定の授与の可否に関する決定	18
9.2	決定の通知	19
9.3	契約の締結	19
9.4	認定証の授与	19
9.5	機関から提出されたマネジメントシステム文書の取扱い	19
10	認定審査プログラム	19
10.1	認定審査プログラムの決定及び機関への通知	20
10.2	事務所審査及び事業所審査の頻度と工数	20
10.3	妥当性確認・検証活動への立会いの数	21
10.4	認定審査プログラムの調整	21

11 . サーベイランス	21
11.1 サーベイランス現地審査の準備	21
11.2 サーベイランス現地審査の実施時期に関する通知	21
11.3 認定審査計画の作成と通知	21
11.4 事務所審査及び事業所審査	22
11.5 立会い	22
11.6 審査報告	22
11.7 追跡調査	22
11.8 認定審査の中断	22
11.9 認定審査の打ち切り	22
11.10 認定審査チームとの面談	23
11.11 是正処置確認書	23
11.12 現地審査以外のサーベイランス活動	23
11.13 認定の継続の確認	24
12 . 更新審査	24
12.1 更新審査の申請	24
12.2 更新審査の準備	24
12.3 更新審査の実施時期に関する通知	24
12.4 書類審査	24
12.5 認定審査計画の作成と通知	25
12.6 事務所審査及び事業所審査	25
12.7 立会い	25
12.8 審査報告	25
12.9 追跡調査	25
12.10 認定審査の中断	26
12.11 認定審査の打ち切り	26
12.12 認定審査チームとの面談	26
12.13 是正処置確認書	26
12.14 認定の更新に関する決定	26
12.15 認定証の更新	26
13 . 臨時審査	26
14 . 認定の拡大	26
14.1 拡大の申請	27
14.2 拡大審査の準備	27
14.3 拡大審査	27
14.4 審査報告	27
14.5 認定の拡大の可否に関する決定及び認定の拡大	28
15 . 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小	28
15.1 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の決定	28

15.2 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に関する決定後の処置	29
15.3 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に伴う認定証の扱い	30
15.4 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に伴う機関の行った妥当性確認・ 検証の扱い	30
15.5 認定の一時停止中に行われている認定審査等の扱い	30
15.6 認定の一時停止及び取消しに伴う IAF への通知	30
15.7 認定の一時停止の解除	30
付表 1-1 認定範囲分類	32
付表 1-2 認定分野	32
付表 2 認定審査（現地審査）の標準工数	365
付表 3 初回及び拡大審査における 実地審査立会数	376
付表 4 更新審査及びサーベイランス審査における 実地審査立会数	38
附属書 A 国外認定の手順	398
附属書 A—B— 実地審査立会にかかわる要請	374
	<u>32</u>

温室効果ガス妥当性確認・検証機関の認定の手順

1. 適用範囲

この手順は、温室効果ガス(以下、「GHG」という)妥当性確認・検証に関する適合性評価サービスを提供する機関(以下、「機関」という)が、2.2 に示す該当の認定基準に基づいて公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「本協会」という)の認定審査及び認定を受けるための手順を規定したものである。

2. 関係文書 (Related documents)

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。国際規格については、当該規格を基に技術的内容及び構成を変更することなく作成された日本工業規格(以下、「JIS」という)が発行された時点で、同 JIS に読み替える。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用文書 (Normative documents)

次に掲げる文書は、この手順に引用されることによって、この手順の規定の一部を構成する。

JIS Q 9000:2006 (ISO 9000:2005)	品質マネジメントシステム - 基本及び用語
JIS Q 17000:2005 (ISO/IEC 17000:2004)	適合性評価 - 用語及び一般原則
JIS Q 17011:2005 (ISO/IEC 17011:2004)	適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
JAB SG200	認定に関する異議申立て及び苦情対応規定

備考：この手順の本文に対応する JIS Q 17011:2005 の条項番号は、【x.x】のように表示している。

2.2 認定の一般基準

次に掲げる文書は、GHG 妥当性確認・検証に対する認定の一般基準及び指針として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

ISO 14065:2013 Greenhouse gases -- Requirements for greenhouse gas validation and verification bodies for use in accreditation or other forms of recognition (温室効果ガス-認定又は他の承認形式で使用するための温室効果ガスに関する妥当性確認及び検証を行う機関に対する要求事項)

JIS Q 14064-3: 2011 (ISO 14064-3:2006) 温室効果ガス 第3部 - 温室効果ガスに

関する主張の妥当性確認及び検証のための仕様及び手引 -

JIS Q 14066:2012 (ISO 14066:2011) 温室効果ガス - 温室効果ガスの妥当性確認
チーム及び検証チームに関する要求事項 -

JAB GR300 「GHG 妥当性確認・検証機関に対する認定の基準」についての
指針
(IAF MD-6)

2.3 認定の規則

次に掲げる文書は、認定の規則として認定審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB N401 認定に関する料金規定

JAB N410 認定シンボル使用規則

2.4 関連文書 (References)

JAB N501 適合性評価機関に適用される制裁措置の整合性に関する IAF 基
準文書

JAB N502 クロスフロンティア認定のための認証活動の審査に関する IAF
基準文書

JIS Q 19011:2012 (ISO 19011:2011) マネジメントシステム監査のための指
針

IAF/ILAC A5 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements
(Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004

3 . 用語の定義

この文書で用いる主な用語の定義は、2.2 に示す該当の認定基準、指針、JIS Q 9000、
JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。

備考：この項における用語の分類及び定義は、認定審査を対象としており、認定審査
以外の第三者審査（機関による審査）又は監査（顧客監査、内部監査）で適用
されることを要求又は推奨する意図はない。

3.1 認定

機関に関し、特定の妥当性確認及び / 又は検証業務を行う能力を公式に実証したこ
とを伝える第三者（本協会）証明。【3.1】

備考 1：ここで言う証明は、規定要求事項が満たされたことの確証を与える「適合
性についての公式な表明」であって、それだけで契約上の又は他の法的な
保証を与えるものではない。

備考 2：この手順では、JIS Q 17011 に合わせて、機関の competence については
「能力」、要員の competence については「力量」を使用している。

3.2 認定範囲分類

認定を受ける妥当性確認及び/又は検証業務の範囲(以下、「認定範囲」という)についての JIS Q14064-1 及び/又は JIS Q14064-2 の各プログラムにおける GHG 妥当性確認・検証の対象となる区分(分野)による分類(付表 1 参照)。

3.3 予備訪問

本協会が、初回審査の前に行い、機関が審査に入る準備ができていないかどうかの判定のみを目的とした活動。この訪問では、機関のシステム又は能力の不備を特定することができる。【7.5.1】

3.4 サーベイランス

認定された機関が継続的に認定の要求事項を満たしていることを監視するための、更新審査を除く一連の活動。【3.18】

備考：サーベイランスは、サーベイランス現地審査と次のような他のサーベイランス活動との両方を含む。

- a) 機関に対して行う、認定に関する事項の調査
- b) 認定に関する機関の公表内容のレビュー
- c) 機関に対する文書及び記録(例えば、審査報告書、機関の妥当性確認・検証サービスの妥当性を検証する内部品質管理の結果、苦情の記録、マネジメントレビューの記録)の提出要求

3.5 臨時審査

苦情、変更(4.7 参照)などの結果として、必要に応じ(13.参照)臨時に実施する審査。【7.11.7】

3.6 拡大審査

既に授与された認定範囲の拡大の申請に応じて、その拡大を認めるか否かを決定するために行う審査。【7.12】

3.7 追跡調査

不適合に対する機関の是正処置が十分であり、かつ、効果的であるかを調べるために行う調査。不適合を解決するための機関の回答のレビュー、講じられた処置を効果的に実施した証拠の要求及び機関が効果的な是正処置を実施したことを検証するために現地を訪問することを含む。

3.8 付帯事項調査

認定に関する決定又はその保留への付帯事項として特定の事項の検証を求められた場合に行う調査。

3.9 所見 (Finding)

一連の方針、手順又は要求事項である審査基準に関連し、かつ、検証できる、記録、事実の記述又はその他の情報である、収集された審査証拠を、審査基準に対して評価した結果。

審査所見には、審査基準に対する適合も、不適合も示すことができる。また改善の余地のある領域も示しうる。

3.10 不適合 (Nonconformity)

機関に対する要求事項の内、一つ若しくは複数の要求事項が、欠けている、若しくは実施及び維持されていないこと、又は、入手できる客観的証拠に基づいた、機関によって発行された妥当性確認又は検証の声明書の信頼性に関して重大な疑いを生ずる状況。

3.11 観察事項 (Observation)

次の事項に関する認定審査チームの観察結果。

- a) 将来、不適合となる可能性が懸念される問題
- b) より効果的なマネジメントシステムにするための改善の余地

観察事項は、不適合ではない。提示された観察事項への処置は、機関の判断による。

【7.8.1】

3.12 認定シンボル

認定された機関がその認定の地位を示すために、認定機関（本協会）によって交付されるシンボル。【3.5】

3.13 認定の一時停止

認定範囲の全部又は一部について、認定を一時的に無効にするプロセス。【3.19】

3.14 認定の取消し

認定の全部を無効にするプロセス。【3.20】

3.15 異議申立て (Appeal)

希望する認定に関して、認定機関（本協会）が行った不利な決定を再考慮するよう機関が行う要請。【3.6】

備考：不利な決定には、次を含む。

- a) 申請受理の拒否
- b) 審査段階に進むことの拒否

- c) 是正処置の要求
- d) 認定範囲の変更
- e) 認定の拒否、一時停止又は取消しに関する決定
- f) その他認定の取得を阻む行為

3.16 苦情 (Complaint)

認定機関（本協会）又は認定された機関の活動に関し、個人又は組織（個人と対比されるすべての組織体）が回答を期待して行う不満の表明で、異議申立て以外のもの。【3.9】

3.17 事業所

- a) 本部又は主たる事務所
機関の妥当性確認・検証活動に係る活動の中心となっている事業所【7.5.7】
- b) 所在地や機関との関係に関わらず、妥当性確認・検証に係る一つ又は複数の主要な活動を実施及び/又は管理行っている機関の事業所。あるいは主要な活動を行う遠隔地要員を管理及び/又は記録を維持する事業所。
主要な活動には、方針の作成、プロセス及び手順の開発、妥当性確認・検証要員に対する初期承認、教育・訓練の管理、継続的モニタリング、契約内容の確認、審査の計画、妥当性確認・検証要員の割当、妥当性確認・検証の結果のレビュー、承認及び決定が含まれる。
- c) 妥当性確認・検証に関連して機関が運営するその他の事業所
その他の事業所には、機関が妥当性確認・検証に関連する業務を下請負契約した下請負先の関連する事業所を含む。【7.5.7、7.7.2】所在地や機関との関係に関わらず、主要な活動に該当しない妥当性確認・検証活動を実施及び/又は管理、又は主要な活動に該当しない妥当性確認・検証活動を行う遠隔地要員を管理する事業所。

備考：遠隔地要員とは、機関のために妥当性確認・検証活動を行うが、事業所で勤務していない内部又は外部の個人をいう。

あるいは主要な活動を行う遠隔地要員を管理及び/又は記録を維持する事業所。

備考：事業所が行う管理には、機関のために妥当性確認・検証活動を行うが、事業所で勤務していない遠隔地要員（内部、外部を問わない）の管理を含む。

3.18 認定周期

認定の授与日（9.1.2 参照）又は認定の更新日から認定の有効期間（4.4 参照）の満了日までの期間。

3.19 サーベイランス期間

認定の授与日又は認定の更新日から、12 か月ごとに設定した期間。

3.20 妥当性確認

GHG プロジェクト計画における GHG に関する主張を、合意した妥当性確認基準に対し評価する体系的で独立し文書化されたプロセス。(ISO 14065 3.3.1)

3.21 検証

GHG に関する主張を、合意された検証基準に対して評価する体系的で独立し文書化されたプロセス。(ISO 14065 3.3.6)

4 . 全般

4.1 言語

本協会の認定にかかわる活動で使用する言語は日本語とする。

機関は、本協会に提出する情報（文書を含む）に英語を使用することもできる。その場合には、本協会は当該情報について、日本語への翻訳を求めることもある。

4.2 認定の授与

本協会は、機関が妥当性確認・検証に適用する規格及び妥当性確認・検証を実施しようとする範囲（付表 1 参照）に関して本協会の認定審査（6.~9.を参照）を受け、その結果が 2.2 に示す該当の認定基準に適合していることを本協会によって認められた場合に、認定を授与する。【7.9.2】

本協会は、認定された機関に対して認定証を交付する。【7.9.4】

4.3 認定の基準

認定の基準は、2.2 に示す該当の基準とする。

4.4 認定の有効期間

認定の有効期間は、別の定めがない限り、認定の授与日から始まり 4 年後の同月末日とする。有効期間内に認定範囲の拡大が認定された場合も、既に定められている有効期間に変更はないものとする。更新審査で認定された場合の有効期間は、別の定めがない限り、認定授与の決定日から始まり初回の認定授与又は前回の更新における有効期間の満了日の 4 年後の同月末日とする。

4.5 認定の言及及び認定シンボルの使用

認定の言及及び認定シンボルの使用は、JAB N410 による。

4.6 認定に関する異議申立て及び苦情

認定に関する異議申立て及び苦情は、JAB SG200 による。

4.7 機関における重要な変更の通知

機関は、次の事項に関する当該機関の地位又は運営のあらゆる側面における重要な変更について、所定の手続きによって遅滞なく本協会に通知を行うものとする。

【8.1.2】

- a) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の地位
- b) 組織、トップマネジメント、主要な要員
- c) 主な方針
- d) 経営資源及び施設
- e) 認定範囲
- f) 認定の要求事項を満たす当該機関の能力に影響する可能性があるその他の事項
- g) 事業所（3.17 参照）

なお、e)（認定範囲）の変更は、認定の拡大（14.参照）又は認定範囲の縮小（15.参照）による。

4.8 機密保持

本協会は、本協会のために活動する委員会、外部機関及び個人を含め、すべてのレベルの認定活動のプロセスにおいて得られた情報の機密性を保護する。【4.4】
ただし、本協会は、認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の場合には、適切な範囲においてその理由を公開する。

4.9 認定に関する料金

認定に関する料金は、JAB N401 による。

4.10 審査工数

本協会の標準審査工数は付表 2 による。

4.11 合同審査

本協会は、機関が他の認定機関の認定を申請しているか又は既に認定を受けている場合で、機関の要望又は同意がある場合に認定審査の一部又は全部を当該認定機関等と合同で実施することがある。

5 . 認定の申請

5.1 申請の条件

認定の申請の条件は次のとおりである。

- a) ISO 14065 に関する機関のマネジメントシステムの全体の構築を終えていること。
- b) 内部監査及びマネジメントレビューを含む機関のマネジメントシステムの全体を 1 回以上運用した実績がある又は事務所審査の開始までにこの条件を満たすこと。

5.2 認定申請書類の提供

本協会は、認定申請の問い合わせに対して、申請資料及び付帯説明書を提供する。
なお、希望があれば、面談を行う。

5.3 認定申請書の受領

5.3.1 機関は、本協会指定の認定申請書及び添付書類に指定された、審査に必要な事項をすべて記入し、公式な権限をもつ機関代表者が署名・捺印の上、必要な書類又は文書を添付して、本協会に提出する。【7.2.1】【7.2.3】

5.3.2 機関は、申請に当たって、2.2 に示す該当の認定基準の要求事項をカバーしている最新の文書（紙又は電子媒体でもよい）を本協会が指定した部数提出する。

5.3.3 認定審査チームの規模などによって必要がある場合、本協会は 5.3.1 及び 5.3.2 によって提出された機関の文書及び記録について複写又は機関に追加提出の要求をできるものとする。

5.3.4 本協会は、機関から提出された認定申請書及び添付書類が揃っていること及び必要な要件を満たしていること並びに本協会が当該認定審査に適切な資源をもつことを確認後、これらを受領する。

5.4 認定申請に関する公表及びコメント受付

5.4.1 認定申請書受領の公表

本協会は、認定申請書受領の事実（受領した日付を含む）を 1 か月間公表し、利害関係者からのコメントを受け付ける。

本協会が公表する内容は、機関の名称、所在地等、公知の情報又は機関自身が公表している情報に限定される。

同一法人内において既に本協会から他の適合性評価に係る認定を受けている又は認定申請を受理されている機関の場合、公表及びコメント受付を行わないことがある。

5.4.2 コメントの処理

本協会は、5.4.1 の認定申請書受領の公表に対して利害関係者から受け付けたコメントの内容を当該機関に通知する。機関は当該コメントに関し本協会宛に書面にて意見を述べることができる。

本協会は、上記コメント及び意見並びに当該機関の申請内容の妥当性を評価し、

次のステップに進めるか否かを判断する。その結果をコメント提出者及び機関に書面にて通知する。

5.5 申請の受理

本協会は、5.4 の公表期間及びコメントの処理の終了後、当該申請の受理又は不受理を決定し、機関に通知するとともに申請の受理又は不受理の事実を公表する。認定申請書受領の公表及びコメント受付を行わない場合、当該申請の受理を機関に通知するとともにその事実を公表する。

5.6 申請の有効期限

機関に帰すべき理由によって、申請を受理した日から 12 か月以内に 7. に示す審査を開始することができない場合には、当該申請は失効する。

6 . 審査の準備

6.1 予備訪問の実施

本協会は、機関の合意のもとに、初回審査に先立ち予備訪問を行うことがある。

【7.5.1】

この予備訪問を行った場合、本協会は認定審査に進めるかどうかの結論を含めた予備訪問報告を書面にて機関に通知する。

6.2 認定審査チームの選定及び通知

本協会は、認定審査チームを選定し、当該認定審査チーム受け入れの可否を決定するために必要な情報を付して機関に通知する。

6.3 メンバーの交替の要請

機関は、6.2 の通知に対し、指定期限内に本協会に特定のメンバーの交替を要請できる。本協会は、要請に基づき、次に示す正当な理由があると判断した場合には、当該メンバーを交替する。【7.5.4】

- a) 利害の抵触がある場合
- b) 過去の非倫理的行為

7 . 認定審査の実施

7.1 書類審査

- 7.1.1 認定審査チームは、機関が提供したすべての関連文書及び記録をレビューする。書類審査において不適合を検出した場合は、機関に是正処置要求を書面で行う。

【7.6.1、7.6.2】

- 7.1.2 機関は、本協会から不適合に対する是正処置を要求された場合には、本協会が指定した期限までに、不適合を解決するために講じた又は計画中的の具体的処置を書

面で本協会に回答するものとする。【7.8.3 c)】

7.1.3 本協会は、7.1.2の回答について、不適合を解決するための処置が十分であり、かつ、効果的であるかを原則として10稼働日以内にレビューする。【7.8.5】
機関の回答が十分なものでないと判断した場合、本協会は追加の情報及び/又は講じられた処置を効果的に実施した証拠を要求し、更なる追跡調査を実施する。

7.1.4 本協会は、次の事項のいずれかに該当する場合には、認定審査を打ち切る。【7.6.2】
その場合、打ち切りまでの審査結果に関する報告を書面にて機関に通知する。

a)本協会が認める正当な理由がある場合を除いて、本協会が指定した期限までに機関が是正処置回答を提出しない場合

b)第1回目は是正処置要求後(7.1.1参照)3か月以内に当該機関の回答を認定審査チームが受け入れない場合

c)本協会が文書及び記録のレビューで検出した不適合及び/又は機関の実施した是正処置の評価に基づいて認定審査の打ち切りを提案し、機関の同意を得た場合

7.1.5 本協会は、認定審査チームが提示した不適合の内容、該当要求事項の条項又は認定審査チームが是正回答を受け入れなかった理由などに関して機関が面談を要請した場合、追跡調査終了までに機関と認定審査チームの面談の機会を1回提供する。

7.1.6 本協会は、現地審査に進めるかどうかの結論を含めた書類審査報告を書面にて機関に通知する。

7.2 認定審査計画の通知

本協会は、書類審査が完了した後、本部又は主たる事務所の審査(以下、「事務所審査」という)及び/又は事業所の審査(以下、「事業所審査」という)並びに機関が行う組織又はプロジェクトなどの妥当性確認・検証への立会い(以下、「実地審査立会」という)を含む機関の職員の業務遂行への立会いの日及びスケジュールについて機関と合意した上で認定審査計画を作成し当該機関に通知する。

なお、事業所審査及び実地審査立会に先立ち事務所審査を実施する。【7.5.9】

7.3 事務所審査及び事業所審査

7.3.1 認定審査チームは、機関の本部又は主たる事務所にて初回会議をもつ。【7.7.1】

7.3.2 認定審査チームは、事務所審査に加えて、一つ又は複数の主要な活動を行っている国内外のすべての事業所を審査する。また必要に応じ関係する場合には、機関が運営するその他の事業所を本協会が選定し、立会い審査を行う。【7.5.7、7.7.2】

7.3.3 事務所審査の最終日から 12 か月以内に最終会議（8.1 f）参照）をもてない場合、本協会は、追加の事務所審査を実施する。

7.4 立会い

7.4.1 妥当性確認・検証活動への立会い

認定審査チームは、機関が実施する、各妥当性確認又は検証に係る決定を行う会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行う。

また、認定審査チームは、公平性監視メカニズムを運用する会議体での審議への立会い及び／又は当該要員への面談を行うことがある。【7.7.3 に準拠】

7.4.2 実地審査立会

認定審査チームは、次のとおり機関の妥当性確認又は検証チームが組織又はプロジェクトの所在地にて実施する実地審査の活動の全過程及びそれに関連する活動に立ち会う。【7.7.2】

- a) 本協会は、実地審査立会を行うに当たって、立会い対象とする実地審査、及び観察する妥当性確認又は検証チーム／妥当性確認又は検証を行う者を決定する。
- b) 本協会は、機関の妥当性確認又は検証チームの実地審査活動を評価するために必要と判断した人数の認定審査員によって、実地審査立会を実施する。【7.7.2】。
- c) 本協会が実地審査立会を実施するに当たって、機関及び組織に対して要請する事項は附属書 **BA** による。

7.4.3 立会い対象分野及び立会い件数【7.5.6】

立会い対象分野及び立会い件数は付表 3 による。

なお、サブカテゴリ「プロセス排出」に関して実地審査立会による機関の能力の確認を行わずに認定が認められた場合、「プロセス排出」を含む実地審査予定が発生し次第、機関は直ちに本協会に通知するものとする。本協会の認定審査チームは、原則としてこれに立ち会い、この実地審査立会は臨時審査（13.参照）とする。

7.5 認定審査を継続できない場合

次の事象が存在し適切な時期までに解決されない場合には、本協会は、認定審査を打ち切る場合がある。

- a) 機関が期限までに認定審査料を納入しない場合
- b) 本協会が認める正当な理由がある場合を除き、認定審査チームの編成に機関が異議を唱える場合
- c) 機関が定められた期限までに是正処置回答を提出しない場合
- d) 本協会が認める正当な理由がある場合を除き、審査計画に機関が合意しない場合
- e) 機関が定められた期限までに妥当性確認・検証予定一覧を提出しない場合、又は提出した一覧の内容に著しく不備がある場合並びに合意した立会い対象組織の妥

当性確認・検証予定を頻繁に変更し、事実上当該立会いができない場合

8 . 審査報告

8.1 機関との会合

認定審査チームは、現地審査の終了後、次のとおり機関との会合をもつ。

- a) 認定審査チームは、現地審査が終了し審査現場を離れる前に、機関との会合をもつ。【7.8.1、7.8.3 a)】
- b) 会合において、認定審査チームが認定基準の要求事項に対する当該機関の適合性に関する審査所見を口頭で報告する。検出した不適合及び観察事項がある場合には口頭で説明するとともに、必要な内容を書面で示す。
- c) 会合において、機関は、所見及びその根拠（不適合がある場合にはそれを含む）について質問することができる。
- d) 機関のトップマネジメント又は権限を委譲された者は、検出された不適合を記述した書面に署名する。又は、不適合の内容及びその根拠に関して、認定審査チームと意見の相違がある場合には、不適合を記述した書面に、その旨付記し署名するとともに、当該相違事項を機関の意見として、本協会に書面で提出する。
- e) 認定審査チームは、審査現場を離れる前に、不適合を記述した書面に機関のトップマネジメント又は権限を委譲された者の署名が得られないときには、当該審査現場における機関の要員（例えば、事業所などの責任者、職員又は妥当性確認又は検証チームリーダー）から事実確認のための署名をうける。必要な場合、別途にもつ会合又は機関との最終会議において d)に準じてトップマネジメント又は権限を委譲された者から署名をうける。
- f) 認定審査チームは、すべての審査の終了に伴い、機関のトップマネジメント又は権限を委譲された者との間で最終会議をもつ。最終会議において、認定審査チームが認定基準の要求事項に対する当該機関の適合性に関する総合的な審査所見を口頭で報告するとともに、必要に応じて a)から e)の処置又は内容を再確認する。

備考：トップマネジメントから委譲される権限とは、d)及び e)については「不適合を記述した書面に署名する権限」を、f)については「ISO 14065 5.3 に定める権限をもつトップマネジメントの代理として認定審査チームとの対応に係る意思決定を行う権限」を指す。

8.2 認定審査報告

8.2.1 認定審査報告書の発行

本協会は、最終会議終了後 25 稼働日以内に、審査結果に関する報告書を機関に送付する。【7.8.3 b)】

8.2.2 認定審査報告書への意見

機関は、本協会から報告書を受領後、当該報告書に関する意見がある場合は、本

協会が指定した期限までに、書面によって本協会に提出するものとする。

8.2.3 特定された不適合への回答

本協会は、特定された不適合がある場合には、機関に是正処置要求を書面で行う。機関は、本協会が指定した期限までに、それらを解決するために講じた具体的処置又は計画中の具体的処置を本協会が指定する方法によって本協会に回答するものとする。【7.8.3 c)】

8.3 追跡調査

8.3.1 不適合への回答のレビュー

本協会は、8.2.3 の回答について、不適合を解決するための機関の是正処置が十分であり、かつ、効果的であるかを原則として 10 稼働日以内にレビューする。本協会は機関の回答が十分なものでないと判断した場合、追加の情報及び / 又は講じられた処置を効果的に実施した証拠を要求し、更なるレビューを実施する。追跡調査の過程において、本協会は機関が効果的な是正処置を実施したことを検証するための現地訪問が必要かどうか、又はサーベイランス等の次回認定審査の機会に確認することで十分と認められるかどうかについて判断する。【7.8.5】

8.3.2 現地訪問

本協会は、8.3.1 で必要と判断された場合、事前に当該機関に通知した上で現地訪問を実施する。この現地訪問の結果は、書面によって当該機関に通知する。【7.8.5】

8.4 認定審査の中断

5. ~ 9. に至る本協会の認定にかかる活動に対して、機関が異議申立て又は苦情の申立てを行った場合、本協会は 4.6 により認定審査を中断することがある。

8.5 認定審査の打ち切り

本協会は、次の事項のいずれかに該当する場合には、認定審査を打ち切る。その場合、打ち切りまでの審査結果に関する報告を書面にて機関に通知する。

- a) 本協会が認める正当な理由がある場合を除いて、本協会が指定した期限までに機関が是正処置回答を提出しない場合
- b) 認定審査報告書送付後（8.2.1 参照）、3 か月以内に当該機関の回答を認定審査チームが受け入れない場合【7.8.3 c)、7.8.5、7.11.5】
- c) 本協会が、認定審査で検出した不適合及び / 又は機関の実施した是正処置の評価に基づいて認定審査の打ち切りを提案し、機関の同意を得た場合

8.6 認定審査チームとの面談

本協会は、認定審査チームが提示した不適合の内容、該当要求事項の条項又は認定審査チームが是正処置回答を受け入れなかった理由などに関して機関が面談を要

請した場合、追跡調査終了までに機関と認定審査チームの面談の機会を1回提供する。

8.7 是正処置確認書

8.7.1 是正処置確認書の発行

本協会は、追跡調査の終了後、すべての不適合の解決に関する情報を記した是正処置確認書を、当該機関に送付する。【7.8.6 h)】

8.7.2 機関は、本協会から是正処置確認書を受領後、当該確認書に関する意見がある場合は、5稼働日以内に、書面によって本協会に提出するものとする。

9 . 認定に関する決定及び認定の授与

9.1 認定の授与の可否に関する決定

9.1.1 認定の授与の可否は、本協会が設置する認定委員会（以下、「認定委員会」という）が認定審査のプロセスで収集したすべての情報（機関から提出された書面による意見を含む）及び他の関連情報の評価に基づき決定する。【7.9.2】

9.1.2 認定の授与日

認定の授与日は、認定委員会における認定授与の決定日とする。

9.1.3 本協会は、次の場合において、別の認定機関の審査結果を利用することがある。しかし、いずれの場合でも、認定の授与の可否に関する決定は認定委員会が行う。【7.9.3】

a)別の認定機関によって既に審査が実施されていた場合。ただし、当該認定機関の審査結果の利用にあたって、本協会は、当該認定機関が該当する国際規格に従い運営されていることを確認する。

b)機関の認定審査に関して本協会と下請負契約した認定機関が審査を行った場合。

9.1.4 認定委員会の審議の結果、本協会は付帯事項調査（3.8 参照）又は臨時審査（3.5 参照）を行うことがある。その場合、本協会は、当該機関にその旨通知する。

9.1.5 認定に当たって本協会は、例えば特定の認定範囲、地域又は事業所に限定するような制限を加えることがある。

9.2 決定の通知

本協会は、認定委員会の決定を遅滞なく機関に通知する。

9.3 契約の締結

本協会は、認定された機関との間で契約を締結する。

9.4 認定証の授与

本協会は、契約の締結の後、認定された機関に対し、認定証を交付する。

9.5 機関から提出されたマネジメントシステム文書の取扱い

本協会は、機関から提出された品質マニュアル及び関連するマネジメントシステム文書一式を当該文書の使用目的が完了した後、当該機関からの返還要求がない限り、本協会にて廃棄する。

10 . 認定審査プログラム

本協会は、認定した機関が認定の要求事項を継続的に満たしていることを計画的に監視するため、認定を授与又は更新した後に、通常、1 認定周期の当該機関に対する定期的なサーベイランス現地審査、その他のサーベイランス活動、更新審査及びその他必要な審査に係るプログラムを作成する。【7.11.3】

該当する場合、合同審査を含めてプログラムを作成する。

認定審査プログラム作成、決定及びその後の調整を行う手順は、次の 10.1 ~ 10.3 による。

10.1 認定審査プログラムの決定及び機関への通知

10.1.1 認定審査プログラムの決定

本協会は、通常、認定周期ごとに、認定審査プログラムを作成し、認定の授与又は更新の後、認定審査プログラムを決定する。

10.1.2 認定審査プログラムの改定

本協会は、必要に応じて、決定した認定審査プログラムを改定する。

10.1.3 機関との協議

本協会は、認定審査プログラムの作成及び改定において必要に応じて該当機関と協議する。

10.1.4 機関への通知

本協会は、認定審査プログラムを、その決定、又は改定の都度、該当機関に通知する。機関は、この通知に対して必要な意見及び要望を本協会に提出することができる。

10.2 事務所審査及び事業所審査の頻度と工数

10.2.1 事務所審査の頻度と工数

認定審査プログラム（認定周期）における定期的な事務所審査の頻度と工数は、

次に示す頻度及び工数とする。

事務所審査の頻度：認定の授与又は更新の後、12 か月、24 か月及び 36 か月後の月末を期限として、その前に実施するサーベイランス審査及び認定の有効期限に先立って 4 年目に行う更新審査（訪問回数 4 回）

事務所審査工数：それぞれの事務所審査ごとに、付表 2 によって算定した工数

10.2.2 事業所審査の頻度と工数

該当する場合、10.2.1 に規定する事務所審査に加えて、認定に関連して機関が運営するすべての事業所の中から、サンプリングした数の事業所を訪問して審査を行う。また、一つ又は複数の主要な活動を行う事業所については、原則として一つの認定審査プログラム（認定周期）の中で、すべての事業所を訪問して審査する。

事業所審査の工数は、事業所の規模及び活動範囲に応じて本協会が決定した工数とする。

10.3 妥当性確認・検証活動への立会いの数

10.3.1 実地審査立会の数

認定審査プログラム（認定周期）における実地審査立会は、認定範囲に含まれるすべての実地審査（組織が本協会の認定シンボルを使用しているかは問わない）を対象とし、機関の妥当性確認・検証活動範囲及び妥当性確認・検証組織又はプロジェクト数を考慮して算出した数とする。

10.3.2 実地審査以外の妥当性確認・検証活動への立会いの数

認定審査プログラム（認定周期）における実地審査以外の妥当性確認・検証活動への立成いは、機関の妥当性確認・検証活動の状況を考慮して、すべての妥当性確認・検証活動の中から、本協会が選定した種類、数の活動に立ち会う。

10.4 認定審査プログラムの調整

機関が提供する GHG 妥当性確認・検証の信頼性を著しく損なう客観的事実（例えば、機関の妥当性確認・検証に関連するすべての苦情・異議申立て（マスコミ報道を含む）が適切に処理されていないなど）がある場合、次の事項を含む認定審査プログラムの調整を行う事がある。

- a) 事務所審査及び事業所審査の頻度及び / 又は工数の追加
- b) 妥当性確認・検証活動への立成い数の追加又は及び / 又は立成い範囲の調整

11 . サーベイランス

本協会は、認定した機関が認定の要求事項を継続的に満たしていることを確認するため、定期的なサーベイランス現地審査及びその他のサーベイランス活動を行う。

11.1 サーベイランス現地審査の準備

サーベイランス現地審査の準備は、6.2～6.3 に準じて行う。

11.2 サーベイランス現地審査の実施時期に関する通知

サーベイランスにおける事務所審査、事業所審査、実地審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会いなどの現地審査の実施時期は、10.に規定する認定審査プログラムに基づき機関と合意した上で本協会が決定し、当該機関に通知する。【7.5.8、7.5.9、7.11.2、7.11.3】

11.3 認定審査計画の作成と通知

11.2 に規定するサーベイランス現地審査の実施時期に関する通知に基づき、事務所審査、事業所審査、実地審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会いの日及びスケジュールについて機関と合意した上で本協会は、認定審査計画を作成し当該機関に通知する。【7.5.8、7.5.9、7.11.2、7.11.3】

11.4 事務所審査及び事業所審査

サーベイランスにおける事務所審査及び事業所審査は、10.1～10.3 によるほか、7.3.1 に準じて行う。

11.5 立会い

サーベイランスにおける立成いは、10.4 によるほか、7.4 に準じて行う。

11.6 審査報告

11.6.1 機関との会合

サーベイランス現地審査における機関との会合は、8.1 に準じて行う。ただし、特に必要がある場合を除き、事務所審査が終了し審査現場を離れる前に行われる機関との会合を最終会議とすることができる。

11.6.2 認定審査報告書の発行

本協会は、審査終了後、原則として 20 稼働日以内に審査結果に関する報告書を機関に送付する。

本協会は、原則としてすべての審査の終了後に一括して認定審査報告書を発行する。ただし、必要に応じて、妥当性確認・検証活動ごとに又は事務所審査、事業所審査及び実地審査立会ごとに発行することがある。この場合、11.6.3～11.7 及び 11.10～11.11 は、認定審査報告書ごとに行う。

11.6.3 認定審査報告書への意見

認定審査報告書への意見提出は、8.2.2 に準じて行う。

11.6.4 特定された不適合への回答

特定された不適合への回答は、8.2.3 に準じて行う。

11.7 追跡調査

追跡調査は、8.3 に準じて行う。

11.8 認定審査の中断

認定審査の中断は、8.4 に準じて行う。

11.9 認定審査の打ち切り

本協会は、次の事項のいずれかに該当する場合には、認定審査を打ち切る。また、認定委員会において認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小に関する審議を行うことがある。(15.1.4 参照)

- a) 本協会が認める正当な理由がある場合を除いて、本協会が指定した期限までに機関が是正処置回答を提出しない場合
- b) 第1回目の是正処置要求後、3か月以内に当該機関の回答を認定審査チームが受け入れない場合
- c) 本協会が、認定審査で検出した不適合及び/又は機関の実施した是正処置の評価に基づいて認定審査の打ち切りを提案し、機関の同意を得た場合

11.10 認定審査チームとの面談

機関と認定審査チームとの面談は、8.6 に準じて行う。

11.11 是正処置確認書

是正処置確認書の取扱いは、8.7 による。

11.12 現地審査以外のサーベイランス活動

11.12.1 本協会は、11.4～11.5 に規定するサーベイランス現地審査に加えて 3.4 に定義する現地審査以外のサーベイランス活動を行う。

11.12.2 機関は、サーベイランス期間ごと、本協会が別途に通知する時期までに、2.2 に示す該当の認定基準の要求事項をカバーした品質マニュアル、関連するマネジメントシステム文書一式、認定基準の要求事項と品質マニュアルなどとの対照表及び文書体系を示す表を含む最新の文書（紙又は電子媒体でもよい）を本協会が指定した部数提出する。

機関は、既に提出した文書類に変更がある場合は、該当するサーベイランスの現地審査が適切に実施されるよう、遅滞なく、変更の一覧表及び変更該当文書を本協会に提出するものとする。

11.12.3 該当するサーベイランスの現地審査を補足又は代替するため、又はその他の必要に応じて、本協会が実地審査報告書、機関の内部監査の記録、苦情の記録、マネジメントレビューの記録、その他の文書及び記録の提出を要求した場合は、機関は、これに応ずるものとする。

11.12.4 認定審査チームの規模などによって必要がある場合、本協会は 11.12.2 及び 11.12.3 によって提出された機関の文書及び記録について複写又は機関に追加提出の要求をできるものとする。

11.12.5 本協会が、本協会、該当機関又は該当機関が妥当性確認・検証した組織に寄せられた苦情に関する調査、その他の認定に関する事項の調査を要求した場合は、機関は、これに応ずるものとする。

11.13 認定の継続の確認

11.13.1 認定の継続の確認は、認定委員会又は本協会が指定した要員がサーベイランス現地審査及び現地審査以外のサーベイランス活動の結果に基づき実施する。

【7.11.6】

サーベイランス現地審査を分割して行った場合でも、認定の継続の確認は、当該サーベイランスに属するすべての審査終了後に一括して行う。

11.13.2 認定の継続の確認は、原則として直前の有効期間の満了日から 12、24、36 か月後月末までに行うものとする。(15.2.1 b)参照)

11.13.3 本協会は、認定継続の確認結果を遅滞なく機関に書面にて通知する。

12 . 更新審査

本協会は、認定した機関が認定の要求事項を継続的に満たしていることを確認するため、更新審査を実施する。

12.1 更新審査の申請

更新審査の申請は、5.3 に準じて行う。

12.2 更新審査の準備

更新審査の準備は、6.2～6.3 に準じて行う。

12.3 更新審査の実施時期に関する通知

更新審査における事務所審査、事業所審査、実地審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会の実施の時期は、10.に規定する認定審査プログラムに基づき機関と合意した上で本協会が決定し、当該機関に通知する。【7.5.8、7.5.9、7.11.2、7.11.3】

12.4 書類審査

12.4.1 認定審査チームは、更新審査の申請に伴い機関が提供したすべての関連文書及び記録をレビューし、機関の文書化されたマネジメントシステムが、2.2 に示す該当の認定基準に引き続き、適合しているかを評価する。【7.6.1】

12.4.2 文書及び記録のレビューで不適合を検出した場合の手順は、7.1.1～7.1.3 に準じて行う。【7.6.2】

12.4.3 書類審査の段階での認定審査の打ち切りは 11.9 に準じて行う。【7.13.2】

12.4.4 機関と認定審査チームとの面談は、7.1.5 に準じて行う。

12.5 認定審査計画の作成と通知

本協会は 12.3 に規定する更新審査の実施時期に関する通知に基づき、事務所審査、事業所審査、実地審査立会を含む機関の職員の業務遂行への立会の日及びスケジュールについて機関と合意した上で認定審査計画を作成し当該機関に通知する。【7.5.8、7.5.9、7.11.2、7.11.3】

本協会は、原則として機関の認定範囲に含まれるすべての妥当性確認・検証活動について一括して認定審査計画を作成する。ただし、必要に応じて、妥当性確認・検証活動ごとに又は事務所審査、事業所審査及び実地審査立会ごとに計画することがある。

機関は、既に提出した書類に変更がある場合は、現地審査が適切に実施されるよう、遅滞なく、変更の一覧表及び変更該当文書を本協会に提出するものとする。

12.6 事務所審査及び事業所審査

更新審査における事務所審査及び事業所審査は、10.2 によるほか、7.3.1 に準じて行う。

12.7 立会い

更新審査における立成いは、10.3 によるほか、7.4 に準じて行う。

12.8 審査報告

12.8.1 機関との会合

更新審査における機関との会合は、8.1 に準じて行う。ただし、特に必要がある場合を除き、事務所審査が終了し審査現場を離れる前に行われる機関との会合を最終会議とすることができる。

12.8.2 認定審査報告書の発行

認定審査報告書の発行は、「20 稼働日以内」を「25 稼働日以内」及び「11.6.3 ~ 11.7 及び 11.10 ~ 11.11」を「12.8.3 ~ 12.9 及び 12.12 ~ 12.13」に読み替えるほか、11.6.2 に準じて行う。

12.8.3 認定審査報告書への意見

認定審査報告書への意見は、8.2.2 に準じて行う。

12.8.4 特定された不適合への回答

特定された不適合への回答は、8.2.3 に準じて行う。

12.9 追跡調査

追跡調査は、8.3 に準じて行う。

12.10 認定審査の中断

認定審査の中断は、8.4 に準じて行う。

12.11 認定審査の打ち切り

認定審査の打ち切りは、11.8 に準じて行う。

12.12 認定審査チームとの面談

機関と認定審査チームとの面談は、8.6 に準じて行う。

12.13 是正処置確認書

是正処置確認書の取り扱いは、8.7 に準じて行う。

12.14 認定の更新に関する決定

12.14.1 認定の更新に関する決定は、認定委員会が更新審査の結果に基づき行う。

【7.11.6】

更新審査における現地審査を分割して行った場合でも、認定の更新に関する決定は、当該更新審査に属するすべての審査終了後に一括して行う。

~~認定の更新に関する決定を行うに当たっては、当該認定周期内に必要とされる実地審査立会（分離をした場合を含む）及び更新審査における実地審査立会はずべて完了していなければならない。~~

12.14.2 本協会は、認定委員会の決定を遅滞なく機関に書面にて通知する。

12.15 認定証の更新

本協会は、認定の更新に伴い、認定証を遅滞なく更新し機関に交付する。

13 . 臨時審査

本協会は、次の場合に臨時審査を行う。臨時審査は、6.～9.に準じて実施する。ただし、事業所審査及び実地審査立会を事務所審査以前に実施することができる。

- a) 苦情又はその他の情報の分析結果から、臨時に審査を行う必要がある場合
- b) 機関の地位又は運営の側面における重要な変更があり、臨時に審査を行う必要がある場合
- c) 特定の認定審査において、当該審査目的の範囲外で不適合、又はその可能性が特定され、臨時に審査を行う必要がある場合
- d) 認定に関する決定への付帯事項として時期を定めて臨時に審査を行うことを求められた場合
- e) 認定の要求事項を変更した場合に、変更した要求事項に機関が適合していることを検証するため、臨時に審査を行う必要がある場合
- f) 認定に関する決定に対する付帯事項として、特定の分野/サブカテゴリで最初に発生した実地審査立会に立ち会うことが求められた場合に、該当する実地審査が発生した場合

14. 認定の拡大

本協会は、既に認定を授与された認定範囲の拡大の申請に応じて、その拡大を認めるか否かを決定するための活動を、14.1～14.5に規定する内容に加え、6.～9.に準拠して実施する。【7.12】

14.1 拡大の申請

14.1.1 申請書の受領及び申請の受理

拡大申請書の受領及び申請の受理は、5.3及び5.5に準じて行う。

14.2 拡大審査の準備

拡大審査の準備は、6.2～6.3に準じて行う。

14.3 拡大審査

14.3.1 書類審査

拡大審査の書類審査は、7.1に準じて行う。

14.3.2 認定審査計画の作成と通知

認定審査計画の作成と通知は、7.2による。ただし、事業所審査及び実地審査立会を事務所審査以前に実施することができる。

14.3.3 事務所審査及び事業所審査

拡大審査における事務所審査及び事業所審査は、7.3に準じて行う。ただし、事業所審査は、申請する認定範囲に係り本協会が必要と判断する場合のみ実施する。

14.3.4 立会い

機関の職員の業務遂行への立会い及び面談は、申請する認定範囲に係り本協会が必要と判断する場合のみ実施する。

実地審査立会に係る対象の妥当性確認・検証の分野及び件数は付表 3 による。
なお、サブカテゴリ「プロセス排出」に関して実地審査立会による機関の能力の確認を行わずに認定の拡大が認められた場合、「プロセス排出」を含む実地審査予定が発生し次第、機関は直ちに本協会に通知するものとする。本協会の認定審査チームは、原則としてこれに立ち会い、この実地審査立会は臨時審査（13.参照）とする。

14.4 審査報告

14.4.1 機関との会合

拡大審査における機関との会合は、8.1 に準じて行う。ただし、特に必要がある場合を除き、事務所審査が終了し審査現場を離れる前に行われる機関との会合を最終会議とすることができる。

14.4.2 認定審査報告

認定審査報告に関する活動は、8.2 による。

14.4.3 追跡調査

追跡調査は、8.3 に準じて行う。

14.4.4 認定審査の中断

認定審査の中断は、8.4 に準じて行う。

14.4.5 認定審査の打ち切り

認定審査の打ち切りは、8.4 に準じて行う。

14.4.6 認定審査チームとの面談

機関と認定審査チームとの面談は、8.6 に準じて行う。

14.4.7 是正処置確認書

是正処置確認書の取り扱いは、8.7 に準じて行う。

14.5 認定の拡大の可否に関する決定及び認定の拡大

14.5.1 認定の拡大の可否に関する決定

認定の拡大の可否に関する決定は、9.1 に準じて行う。

14.5.2 決定の通知

決定の通知は、9.2 に準じて行う。

14.5.3 認定証の改定

本協会は、認定の拡大に伴い、認定証を遅滞なく改定し機関に交付する。ただし、既に定められている有効期間に変更はないものとする。

15 . 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小【7.13.1】

15.1 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の決定

15.1.1 本協会は、認定した機関が、認定の要求事項を継続的に満たさなかった場合又は認定の規則を遵守しなかった場合、認定委員会において認定の一時停止又は取消しの決定を行う。【7.13.2】

15.1.2 本協会は、認定した機関が、その能力を含め認定の要求事項を継続的に満たさなかった部分がある場合、その部分を除外するために、認定委員会において機関の認定範囲を縮小する決定を行う。【7.13.3】

15.1.3 機関は、本協会に対して認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小を書面によって依頼することができる。

15.1.4 認定委員会における認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小の決定に関する審議は、認定した機関に対する更新審査及びすべてのサーベイランスにおいて15.1.1 及び / 又は 15.1.2 に該当する可能性があるとして本協会が判断した場合並びに15.1.3 に基づき、機関から依頼があった場合に行う。

15.2 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に関する決定後の処置

15.2.1 認定の一時停止に関する処置

認定された機関が、次のいずれかの事項に該当し、認定範囲の全部又は一部について一時停止となった場合には、本協会は機関に対して指定した期間内にそれらを解決するための具体的処置を講ずることを求めるとともに、その事実を公表する。

a) 認定の要求事項を継続的に満たさなかった場合

b) 認定委員会が別に指示する場合を除き、認定の継続の確認が、11.13.2 に定める期限から3か月以内に行われなかった場合

c) 認定周期におけるサーベイランス審査及び更新審査で、**実地審査立会いが実施できなかった認定分野がある場合**

ed) 認定の規則を遵守しなかった場合

ed) 本協会との契約の不履行があった場合

fe) 適合性評価機関を認定するために用いられる基準を用いて、適合性評価サービスを提供している場合

- gf) 機関の提供する妥当性確認・検証の信頼性を著しく損なう事実があった場合
- hg) 機関から書面で依頼があり、認定委員会において認められた場合

15.2.2 認定の取消し及び認定範囲の縮小に関する処置

認定された機関が、次のいずれかの事項に認定の全部が該当し認定の取消しになった場合、又は認定の一部が該当し認定範囲の縮小となった場合には、本協会は機関に対して通知するとともに、その事実を公表する。また、本協会は、契約に基づく違反の公表、及び必要に応じて他の法的手段をとる場合がある。

- a) 認定の一時停止期間内に一時停止となった要因を解決できない場合
- b) 認定委員会が別に指示する場合を除き、認定の有効期間の満了日までに認定の更新が行われなかった場合

c) 15.2.1 c)に基づき、一時停止になった認定分野に対し、本協会が指定した期限までに実地審査立会が実施できなかった場合

- de) 意図的、又は重大な過失によって、認定の規則を遵守しなかった場合
- ed) 意図的、又は重大な過失によって、本協会との契約の不履行があった場合
- fe) 意図的に認定の判定に重大な影響を与えるような虚偽の情報提供を行った場合
- gf) 意図的、又は重大な過失によって、適合性評価制度に対する市場の信用を著しく失墜させる行為を行った場合
- hg) 意図的、又は重大な過失によって、本協会の認定に対する市場の信用を著しく失墜させる行為、例えば法規制違反などを行った場合
- ih) 機関から書面で依頼があり、認定委員会において認められた場合

15.3 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に伴う認定証の扱い

認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に伴う認定証の扱いは、JAB N410 による。

15.4 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に伴う機関の行った妥当性確認・検証の扱い

15.4.1 機関は、認定の一時停止、認定の取消し、又は認定範囲の縮小に伴い、現に発行している認定された妥当性確認又は検証の声明書及び組織に対して正当かつ公平な説明、その他の必要な対応を行い、市場への影響を最小限にするとともに、この対応の計画及び結果を本協会に文書で報告することとする。

15.4.2 認定の一時停止、取消し及び認定範囲の縮小に伴い、機関が行う本協会の認定シンボル付き妥当性確認又は検証の声明書の扱いは、JAB N410 による。

15.5 認定の一時停止中に行われている認定審査等の扱い

認定委員会は、認定の一時停止の決定にあたり、一時停止となった要因を踏まえて、

当該機関に対する実施中の認定審査の中断の要否、及び新たに審査計画に入る認定審査の延期の要否を判断する。本協会は、その結果を当該機関に通知する。

なお、中断した認定審査は、原則として認定の一時停止の解除後に再開することとする。また、認定の一時停止期間中は、一時停止となった要因によっては、本協会は当該機関からの拡大審査の申請を受理しないことがある。

15.6 認定の一時停止及び取消しに伴う IAF への通知

機関が、15.2.1 [fe](#))に基づき認定の一時停止となった場合又は 15.2.2 [ed](#))又は [ef](#))に基づき認定の取消しとなった場合、本協会は、IAF 事務局に対して機関名称、認定の一時停止又は取消しの事実とその理由、及び決定日を通知する。

通知された内容は、IAF 事務局によりすべての IAF メンバーに通知される。

15.7 認定の一時停止の解除

15.7.1 認定の一時停止となった機関は、その要因の除去が確認された後、認定の一時停止が解除される。

15.7.2 認定の一時停止解除に伴う妥当性確認又は検証の声明書の扱い

認定の一時停止が解除された機関は、その対象となる認定範囲に係り、一時停止解除前に行った各組織又はプロジェクト妥当性確認又は検証活動及び妥当性確認又は検証に係る決定などのプロセスについて、一時停止となった原因の影響を確認し、必要な処置をとるものとする。

付表 1-1 認定範囲分類

認定対象機関	認定範囲分類			認定分野
	妥当性確認・検証プログラム			
一般認定基準	略称	固有認定基準	算定規格	
温室効果ガス妥当性確認・検証機関 (ISO 14065 JIS Q / ISO 14064-3 JIS Q / ISO 14066 JAB GR300	ISO 14064-1 組織検証			付表 1-2 参照
	-	-	JIS Q 14064-1 (ISO 14064-1)	
	ISO 14064-2 プロジェクト妥当性確認			
	-	-	JIS Q 14064-2 (ISO 14064-2)	
	ISO 14064-2 プロジェクト検証			

付表 1-2 認定分野

妥当性確認・検証プログラム	認定分野	サブカテゴリ
ISO 14064-1 組織検証	1. 発電及び熱供給	1-a 汽力 ^{*5}
		1-b 内燃力 ^{*5}
		1-c プロセス排出
		1-d その他の排出 ^{*6}
		1-e 輸送 ^{*7}
	2. 石油・ガス生産、供給、精製	2-a 燃焼 ^{*5}
		2-b プロセス排出
		2-c その他の排出 ^{*6}
		2-d 輸送 ^{*7}
	3. 鉄鋼	3-a 燃焼 ^{*5}
		3-b プロセス排出
		3-c その他の排出 ^{*6}
		3-d 輸送 ^{*7}
	4. 非鉄・金属	4-a 燃焼 ^{*5}
		4-b プロセス排出
		4-c その他の排出 ^{*6}
4-d 輸送 ^{*7}		
5. セメント ^{*1}	5-a 燃焼 ^{*5}	
	5-b プロセス排出	
	5-c その他の排出 ^{*6}	
	5-d 輸送 ^{*7}	
6. 化学	6-a 燃焼 ^{*5}	

ISO 14064-1 組織検証		6-b プロセス排出
		6-c その他の排出*6
		6-d 輸送*7
	7. パルプ・紙・印刷	7-a 燃焼*5
		7-b プロセス排出
		7-c その他の排出*6
		7-d 輸送*7
	8. 電機・電子・産業機械	8-a 燃焼*5
		8-b プロセス排出
		8-c その他の排出*6
		8-d 輸送*7
	9. その他 製造業*2	9-a 燃焼*5
		9-b プロセス排出
		9-c その他の排出*6
		9-d 輸送*7
	10. 廃棄物*3	10-a 燃焼*5
		10-b プロセス排出
		10-c その他の排出*6
		10-d 輸送*7
	11. 一般及びサービス業*4	11-a 燃焼*5
11-b プロセス排出		
11-c その他の排出*6		
11-d 輸送*7		
12. 運輸	12-a 燃焼*5	
	12-b プロセス排出	
	12-c その他の排出*6	
	12-d 輸送*7	
ISO 14064-2 プロジェクト 妥当性確認	1. GHG の削減プロジェクト (エネルギー 由来産業)	1-a 再生エネルギープロジェクト 例 風力、水力、太陽光、太陽熱利用
		1-b バイオマス利用プロジェクト
		1-c エネルギー効率改善プロジェクト
		1-d 排熱回収プロジェクト
		1-e コージェネプロジェクト
	2. GHG の削減プロジェクト (工業プロセスエネルギー供給)	2-a HFC/PFC 削減プロジェクト
3. GHG の削減プロジェクト (エネルギー需給)		

ISO 14064-2 プロジェクト 妥当性確認	4. GHG の削減プロジェクト (製造業)	4-a セメント 4-b アルミニウム 4-c 鉄鋼 4-d 精製
	5. GHG の削減プロジェクト (化学)	
	6. GHG の削減プロジェクト (建設)	
	7. GHG の削減プロジェクト (運輸)	
	8. GHG の削減プロジェクト (鉱業・鉱物生産)	
	9. GHG の削減プロジェクト (金属)	
	10. GHG の削減プロジェクト (燃料からの漏洩)	
	11. GHG の削減プロジェクト (工業プロセスからの漏洩)	
	12. GHG の削減プロジェクト (溶剤の使用)	
	<u>13. GHG の削減プロジェクト (家畜)</u>	
	<u>14. GHG の吸収プロジェクト (森林)</u>	
	<u>15. GHG の削減プロジェクト (農業)</u>	
	ISO 14064-2 プロジェクト 検証	1. GHG の削減プロジェクト (エネルギー由来産業)
1-b バイオマス利用プロジェクト		
1-c エネルギー効率改善プロジェクト		
1-d 排熱回収プロジェクト		
1-e コージェネプロジェクト		
2. GHG の削減プロジェクト <u>(エネルギー供給)(工業プロセス)</u>		2-a HFC/PFC 削減プロジェクト 2-b N₂O 削減プロジェクト
<u>3. GHG の削減プロジェクト (エネルギー需給)</u>		
<u>4. GHG の削減プロジェクト (製造業)</u>	<u>4-a セメント</u> <u>4-b アルミニウム</u>	

<u>ISO 14064-2 プロジェクト ト検証</u>		<u>4-c 鉄鋼</u> <u>4-d 精製</u>
	<u>5. GHG の削減プロジェクト (化学)</u>	
	<u>6. GHG の削減プロジェクト (建設)</u>	
	<u>7. GHG の削減プロジェクト (運輸)</u>	
	<u>8. GHG の削減プロジェクト (鉱業・鉱物生産)</u>	
	<u>9. GHG の削減プロジェクト (金属)</u>	
	<u>10. GHG の削減プロジェクト (燃料からの漏洩)</u>	
	<u>11. GHG の削減プロジェクト (工業プロセスからの漏洩)</u>	
	<u>12. GHG の削減プロジェクト (溶剤の使用)</u>	
	<u>13. GHG の削減プロジェクト (家畜)</u>	
	<u>14. GHG の吸収プロジェクト (森林)</u>	
	<u>15. GHG の削減プロジェクト (農業)</u>	

*1:「セメント」には、窯業を含む。

*2:「その他 製造業」には、食品、飲料、タバコ、輸送機器、木材、木材製品、繊維、皮革及びプラスチック等を含む。

*3:「廃棄物」には、地方自治体及び組織内の埋立て及び下水道を含む。

*4:「一般及びサービス業」には、地方自治体、学校法人(大学)、ビル、病院、ホテル、情報通信、農業及び林業等を含む。

*5:「汽力」、「内燃力」及び「燃焼」に、CH₄、N₂Oを含む。

*6:「その他の排出」とは、エネルギー起源の間接的な GHG の排出量(外部から供給された電力、熱及び蒸気)を指す。なお、製品の使用及び廃棄における排出量は含まない。

*7:「輸送」とは、各認定分野の化石燃料使用による排出を指す。(例:移動及び工場内運搬等)

付表 2 認定審査（現地審査）の標準工数

妥当性確認・検証プログラムの1種類当たりの標準工数

	初回審査	拡大審査 （妥当性確認・検証プログラムの種類）	拡大審査 （分野の種類）	サーベイランス	更新審査
事務所審査	6	3	2	2	4
立会い	実際に要した工数	実際に要した工数	実際に要した工数	実際に要した工数	実際に要した工数

・単位：人・日。

・1日は実働7時間である

・ISO 14064-1 組織検証、ISO 14064-2 プロジェクト妥当性確認及び ISO 14064-2 プロジェクト検証は、それぞれが1種類の妥当性確認・検証プログラムである

備考

- 1：現地審査／訪問を除く活動（書類審査、審査計画書／審査報告書の作成、追跡調査など）については、別途附属書で定める場合を除き、標準工数を定めない。
なお、これらの活動にかかる料金は、JAB N401 による。
- 2：認定範囲に複数の妥当性確認・検証プログラムを含む場合は、本協会は共通性の程度を判断し、該当するプログラムの標準工数の合計から工数を削減することがある。
- 3：複数の分野を拡大する場合は、本協会は共通性の程度を判断し、該当する分野の標準工数の合計から工数を削減することがある。
- 4：初回審査及び拡大審査の場合、内容によっては、事務所審査の工数が増加することがある。
- 5：追跡調査において、現地訪問が必要と判断した場合、別途立会い及び／又は事務所審査を行う。この立会い及び／又は事務所審査の工数は内容によって決定する。
- 6：通訳を介して審査を行う場合、工数を最大2.0倍する。日本語で審査を行う場合でも、文書及び記録に日本語以外の言語が使用されている場合、内容及び分量によっては、2.0倍を限度として事務所審査の工数が増加することがある。
- 7：サーベイランス又は更新審査において機関における運営等の変更等、特に必要な事項を確認する場合、当該事務所審査の工数を0.5～4人・日の範囲で付加する。
- 8：サーベイランス又は更新審査における事務所審査では、妥当性確認・検証プログラムの種類ごとの分野及び妥当性確認・検証件数に応じて、最大2人・日までの範囲で工数を付加することがある。
- 9：予備訪問、現地訪問及び臨時審査の工数は内容によって決定する。

付表 3 初回及び拡大審査における実地審査立会数

1. 初回審査における立会い数

立 会 い 数	
1	妥当性確認・検証プログラムごとに2件以上
2	各申請分野に対して1件以上

2. 妥当性確認・検証プログラムの種類を拡大する場合の立会い数

立 会 い 数	
1	妥当性確認・検証プログラムごとに2件以上
2	各申請分野に対して1件以上

3. 既認定の妥当性確認・検証プログラムに係る分野を拡大する場合の立会い数

立 会 い 数	
1	各申請分野に対して1件以上

4. サーベイランス審査及び更新審査における立会い数

立 会 い 数	
1	妥当性確認・検証プログラムごとに1件以上
2	更新審査及びサーベイランス審査ごとに1件以上
3	認定周期内の3回のサーベイランス審査及び更新審査で、認定を取得しているすべての分野に対して各1件以上

備考

- 1: いずれの分野でもサブカテゴリ「プロセス排出」を含む実地審査立会が実施できない場合、該当の実地審査立会予定が発生した時点で立ち会いを行うことを条件に、認定を授与する。JAB GR200 7.4.3 及び 14.3.4 参照。
- 2: 原則として、申請分野ごとにすべてのサブカテゴリにおける機関の能力を事務所審査で確認する。

付表 4 更新審査及びサーベイランス審査における実地審査立会数

1. 更新審査における実地審査立会数

立 会 い 数	
1	認定を取得しているすべての分野に対して各1件以上

2. サーベイランス審査における実地審査立会数

立 会 い 数	
1	認定周期内のサーベイランスの間に、認定を取得しているすべての分野に対して各1件以上
2	サーベイランスごとに1件以上

附属書 A - 国外認定の手順

この附属書は、本協会が、日本国以外の国又は経済圏(以下、「外国」という)で妥当性確認・検証活動を行っている機関を認定する手順を規定したものであり、JAB GR200本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB GR200本文に従う。

A 1 . 外国で妥当性確認・検証活動を行っている機関の認定申請

A1.1 申請条件

外国で妥当性確認・検証活動を行っている機関の認定申請は、JAB GR200 の 5.1 に規定する申請条件に加えて次の事項を申請条件とする。

A1.1.1 事業所の特定

機関は、特にその構成（事業所、人員など）又は機関との法的関係（契約者、フランチャイズ専有権保持者等）に関わらず、次に例示する外国で主要な活動を行う事業所(以下、「クリティカルロケーション」という)及びその他の事業所を特定するものとする。

- a) 妥当性確認・検証員及び要員の初回資格付与、及び教育・訓練
- b) 妥当性確認・検証員及び要員の継続的な監視のためのプロセス
- c) 申請内容の確認、妥当性確認・検証要員の割当て、GHG プログラムに伴う妥当性確認・検証計画作成とその実施
- d) 最終報告書のテクニカルレビュー及び妥当性確認・検証報告書の最終内容確認に基づく妥当性確認・検証の決定

A1.1.2 妥当性確認・検証活動の管理

機関は、外国にある事業所又は遠隔地要員が行うすべての活動を管理するための取り決めをもち、当該活動を管理するものとする。

A1.1.3 申請時に必要な機関の情報

機関は、JAB GR200 の 5.3.1 に規定する添付書類に加えて次の情報を本協会に書面にて提供するものとする。

- a) 本協会の認定シンボル付き妥当性確認・検証報告書を、機関の事業所又はそれ以外の事業所から直接発行しようとしている外国；及び
- b) 親組織である機関との法的関係にかかわらず、地元の事業所を拠点にして機関が本協会の認定に係る妥当性確認・検証活動を行おうとしている外国
- c) 妥当性確認・検証活動を行う遠隔地要員を有している外国国又は経済圏
- d) A1.1.1 に基づき、特定した事業所
- e) A1.1.2 に基づく文書化された手順

A1.2 認定申請書類提供時の面談

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF MLA 加盟認定機関（以下、「IAF MLA 認定機関」という）がある場合には、次の情報の提供又は提案を行う：

- a) 機関が、地元の IAF-MLA 認定機関を知っているか、及び地元の認定機関に認定されているかを確認する；及び
- b) 地元の IAF-MLA 認定機関が認定を行う方が経済的に有利である可能性のあることを提案する；及び

IAF MLA を通して実証された地元の認定機関の認定の同等性を説明する。

A1.3 申請の受理

本協会は、機関が属する外国に、機関が認定を希望する認定範囲をカバーする IAF MLA 認定機関がある場合には、機関と A1.3.1 又は A1.3.2 に規定する調整及び必要な機関との取決めに関する合意を得た後、申請を受理する。

A1.3.1 機関が、本協会のみ認定を希望する場合：

- a) 地元の IAF-MLA 認定機関に、当該申請を受理することを知らせ、状況を説明することについて機関の許可を求める；
- b) 可能な場合、地元の IAF-MLA 認定機関が提供する認定審査チーム要員を利用することを機関に知らせる；及び
- c) 地元の IAF-MLA 認定機関の長期的な関与について、機関に関心がある場合は、地元の IAF-MLA 認定機関との合同審査を提案する。

A1.3.2 機関が、本協会及び地元の IAF-MLA 認定機関の両方の認定を希望する場合：

- a) 認定業務によって得た情報を、地元の IAF-MLA 認定機関と共有することについて、機関から書面による許可を得る；及び
- b) 機関に対する認定審査プログラムを計画する際には、地元の IAF-MLA 認定機関の審査結果を考慮することを機関に知らせる。

A1.3.3 地元の IAF-MLA 認定機関への認定の移転

A1.3.1 及び A1.3.2 に規定する調整及び取決めの目的は、将来、合理的な期間内において、当該機関の合意の下に、地元の IAF-MLA 認定機関への認定の移転をすることであることを機関に知らせる

A 2 . 機関における重要な変更の通知

外国で妥当性確認・検証活動を行っている機関は、A1.1.3 に規定する情報に変更がある場合には、JAB GR200 の 4.7 に準じて、当該変更を遅滞なく本協会に通知するものとする。

A 3 . 認定審査

本協会は、認定を申請する、又は認定された機関の外国における妥当性確認・検証の認定審査は、JAB GR200の各項の外、A3.1からA3.7の規定に基づいて行う。

A3.1 認定審査プログラム

本協会は、JAB GR200の10の規定に従い、機関ごとに外国のすべてのクリティカルロケーションを含む認定審査プログラムをもつ。

A3.2 初回審査

初回審査においては、すべてのクリティカルロケーションを認定審査の対象とし、サンプリングは行わない。なお、必要に応じ、クリティカルロケーションにあたらぬその他の事業所をサンプリングで審査する。

A3.3 サーベイランス及び再審査

すべてのクリティカルロケーションは認定周期で少なくとも一回、審査する。その他の事業所は、代表数を一定の時間枠で審査する。

A3.4 新規の事業所の承認

機関が、認定範囲に含まれる事業所の拡大を希望する場合、A3.2に準じて審査を行う。クリティカルロケーションの場合、認定の要求事項を満たすように設立されていることを本協会が承認した後に、当該クリティカルロケーションから直接又は当該クリティカルロケーションの管理下で実施された妥当性確認・検証活動の結果に基づき、認定された妥当性確認・検証報告書を発行することができる。

A3.5 クリティカルロケーションの審査

本協会は、A3.4に規定する承認の可否に資するため、当該クリティカルロケーションが、認定要求事項を満たしていることを、A4に従い審査する。

A3.6 事業所の活動に係る経営管理の審査

本協会は、クリティカルロケーションの直接的な審査に加えて、機関の本部又は主たる事務所において、当該本部が、当該外国の事業所の活動について行う経営管理の有効性を審査する。

A4 外国のIAF-MLA認定機関との認定審査に係る協力

本協会は、外国のクリティカルロケーションの認定審査に係り現地のIAF-MLA認定機関との協力をを行う。

A4.1 該当機関が、地元のIAF-MLA認定機関からの認定を受けていない場合

A4.1.1 該当機関、又はそのクリティカルロケーションが、地元のIAF-MLA認定機関の

認定を受けていないか、又はその認定審査中である場合は、本協会は、地元の IAF-MLA 認定機関と次のような協力を行う。

- a) 地元の IAF-MLA 認定機関との正式な下請負契約による認定業務の一部委託
- b) 地元の IAF-MLA 認定機関の審査要員が、本協会の認定審査にチームメンバーとして参加するよう要請

A4.1.2 チームメンバーとして、地元の IAF-MLA 認定機関の審査要員を使用する場合は、JAB GR200 の 6.2 及び 6.3 の規定に従うものとする。

A4.1.3 地元の IAF-MLA 認定機関の審査要員が認定審査チームに参加する場合における認定審査費用は、JAB N401 による。

A4.2 該当機関が、地元の IAF-MLA 認定機関からの認定を受けている場合

地元の物理的な場所によって実施された該当機関の活動が、地元の IAF-MLA 認定機関に認定されている場合、又は、そのような認定の条件となっている場合、本協会は、妥当、かつ実行可能な時は、地元の IAF-MLA 認定機関と次のような協力を行う。【2.5.】

- a) 地元の IAF-MLA 認定機関との正式な下請負契約による認定業務の一部委託
- b) 地元の IAF-MLA 認定機関との合同認定審査活動；及び
- c) 地元の IAF-MLA 認定機関の認定活動の結果について適切な範囲での利用、その他の手段

A 5 . IAF-MLA 認定機関間のコミュニケーション及び協定

本協会は、国外認定を効果的に実施するために外国の IAF-MLA 認定機関との頻繁かつ良好なコミュニケーションを図るとともに必要な協定を締結するように努める。

附属書 AB - 実地審査立会にかかわる要請

この附属書は、本協会が実地審査立会を実施することにかかわり、認定を申請する又は認定された機関に対する要請事項を規定したものであり、JAB GR200 本文を補足するものである。この附属書に規定のない事項は、JAB GR200 本文に従う。

BA1．機関は、本協会に対し、四半期に一度、実地審査予定（審査に係る契約を見込んでいるものも含む）を提示するものとする。また必要に応じて、最新の情報を提供する。

B2．機関は、本協会が実地審査立会の受け入れを要請する場合には、それに同意するよう、予め組織に要求し、取り決めておくものとする。

BA3-2．本協会が正当と認める理由がある場合を除き、実地審査立会の受け入れを拒絶する組織に認定された妥当性確認又は検証の声明書を発行しないものとする。

BA4-3．組織が、本協会の実地審査立会を回避するために審査を依頼する機関を変更又は他の機関に妥当性確認又は検証の声明書を移転しようとした場合、本協会は、当該組織名称を、本協会に認定された機関及び IAF ~~メンバー~~ 認定機関に必要な範囲で通知する必要がある。本協会に認定された機関は、当該通知を受けた場合、当該組織に認定された妥当性確認又は検証の声明書を発行してはならない。

BA5-4．機関は、上記 **B3A2** 及び **B4A3** の内容を組織に事前に通知しておくものとする。

BA6-5．組織が本協会の実地審査立会の受け入れを拒絶する場合は、機関は拒絶理由が正当であるか否かを判断し、判断結果を次の要領で本協会に書面にて通知するものとする。

BA65.1 機関が拒絶理由を正当であると判断した場合には、その正当性の明確な説明を記述する。

BA65.2 機関が拒絶理由を正当でないと判断した場合には、組織が妥当性確認・検証の扱いについて、次のいずれを選択するかを組織の意向を記述する。

- a) 他の機関に妥当性確認・検証を移転する。
- b) 妥当性確認・検証を希望しない。
- c) その他。

BA7-6．本協会は、機関が示した拒絶理由の正当性の可否を判断し、結果を機関に通知する。

拒絶理由が正当であるとの機関の判断を本協会が受け入れなかった場合には、機関は組織が ~~認証~~ 妥当性確認・検証の扱いについて **BA56.2** a) ~ c) の次のいずれを選択するかを本協会に報告する。

|

改 定 履 歴 (公 開 文 書 用)

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規発行	2010-07-1	GHG PM	GHG技術 委員会
2	認定分野拡大に伴う改定。	2010-12-28	GHG PM	GHG技術 委員会
3	GR102改定に伴う修正。その他、編集上の修正	2011-04-18	GHG PM	GHG技術 委員会
4	ISO 14064-1 組織検証の認定対象の「CSR(環境)報告書におけるGHG排出量のレビュー評価」を廃止 実地審査立会の手順を改定	2012-01-13	GHG PM	GHG技術 委員会
5	認定日の有効期限を修正 是正処置回答に関する制限を改定 認定審査の標準工数の修正 初回及び拡大の申請条件(付表3)を廃止 実地審査立会数を修正	2013-3-12	GHG PM	GHG技術 委員会
6	JIS及びISO規格を採用追跡調査における機関回答のレビューに関する記述を追加	2014-04-04	GHG PM	GHG技術 委員会
7	<u>付表 1-2 認定分野の改定</u> <u>付表43 更新審査及びサーベイランス審査における実地審査立会数を追加</u> <u>附属書A 国外認定の手順を追加</u>	<u>2014-XX-XX</u>	<u>GHG PM</u>	<u>GHG技術 委員会</u>

公益財団法人**日本適合性認定協会**
〒141-0022 東京都品川区東五反田 1丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F
Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。